

「結婚子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」 変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>1.                      〉 (省 略)</p> <p>3.</p> <p>4. (領収書等の提出)</p> <p>(1)                      〉 (省 略)</p> <p>(2)</p> <p><u>(3) 領収書等に記載の支払年月日と本口座からの払戻日が同じ年に属さない場合、本非課税措置の適用対象外となります。</u></p> <p><u>(4) 領収書等の原本等の返還が必要な場合、当組合は所定の方法により表示等を行ったうえで返還いたします。</u></p> <p><u>(5) 当組合では、結婚・子育て資金と無関係と判断される領収書等の提出があった場合、その領収書等は返却し、提出はなかったものとします。</u></p> <p><u>(6) 貯金者は、領収書等を提出する場合、当該領収書等が結婚費用または子育て費用に係るものであることを証する書類を併せて当店に提出するものとします。</u></p> <p><u>(7) 前項の規定により領収書等が結婚費用に係るものであることを証する書類を提出しなければならない場合において、当該領収書等を提出する日にまだ婚姻の届出をしていないため当該書類を提出できないときは、貯金者は必要事項を記載した届出書を当該領収書等と併せて提出し、かつ、当該領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日までに当該書類を当店に提出するものとします。</u></p> <p>5.                      〉 (省 略)</p> <p>17.</p> <p><u>(平成30年4月1日現在)</u></p>	<p>1.                      〉 (同 左)</p> <p>3.</p> <p>4. (領収書等の提出)</p> <p>(1)                      〉 (同 左)</p> <p>(2)</p> <p><u>(追 加)</u></p> <p><u>(3) 領収書等の原本等の返還が必要な場合、当組合は所定の方法により表示等を行ったうえで返還いたします。</u></p> <p><u>(4) 当組合では、結婚・子育て資金と無関係と判断される領収書等の提出があった場合、その領収書等は返却し、提出はなかったものとします。</u></p> <p><u>(5) 貯金者は、領収書等を提出する場合、当該領収書等が結婚費用または子育て費用に係るものであることを証する書類を併せて当店に提出するものとします。</u></p> <p><u>(6) 前項の規定により領収書等が結婚費用に係るものであることを証する書類を提出しなければならない場合において、当該領収書等を提出する日にまだ婚姻の届出をしていないため当該書類を提出できないときは、貯金者は必要事項を記載した届出書を当該領収書等と併せて提出し、かつ、当該領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日までに当該書類を当店に提出するものとします。</u></p> <p>5.                      〉 (同 左)</p> <p>17.</p> <p><u>(平成27年10月1日現在)</u></p>